

各クラブ・各実業団 御中

福岡県ボウリング連盟
会 長 山 崎 拓
「 公 印 省 略 」

ユニフォームについて

秋冷の候、貴クラブに於かれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当連盟の諸事業に対し格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、昨今各クラブ、各実業団にてユニフォームを作成されていることと存じますが、**JBC**の規則に反するユニフォームを作成し、着用している事例が見受けられます。
また、ユニフォームを作成するにあたって「ユニフォーム登録申請書」の提出が必要となります。
県連ユニフォームを含め、当連盟にて見受けられる規則に反する箇所は下記の点です。
詳細は、別紙「**JBC** 服装規則」をご参照下さい。
特に本年度、全日本クラブ対抗選手権大会が博多スターレーンで開催されますので、**JBC**本部や他県からクレームの入らない様にご注意をお願い致します。

記

- ・ メーカーのロゴやマーク …… **1ヶ所、12平方センチメートル以内**
(例：**2cm×6cm**、**3cm×4cm**等)
- ・ 会社のロゴやマーク、社章、製品名、商品名の明記 …… **禁止**
- ・ ユニフォームへの学校名明記（取り外し不可のもの）
…… 学校名を明記した場合、学校登録ユニフォームとなり、他の会員と別のユニフォームとみなされますのでチーム戦に於いて、**他の学校の選手や一般の選手とチームを組んだ場合の着用が出来ません。**
- ・ ジャージや女性のスラックス …… **チーム全員が同じものに限り着用可能。**

以上

※ 作成前に、県連事務局にデザインのご相談をしていただけると助かります。